

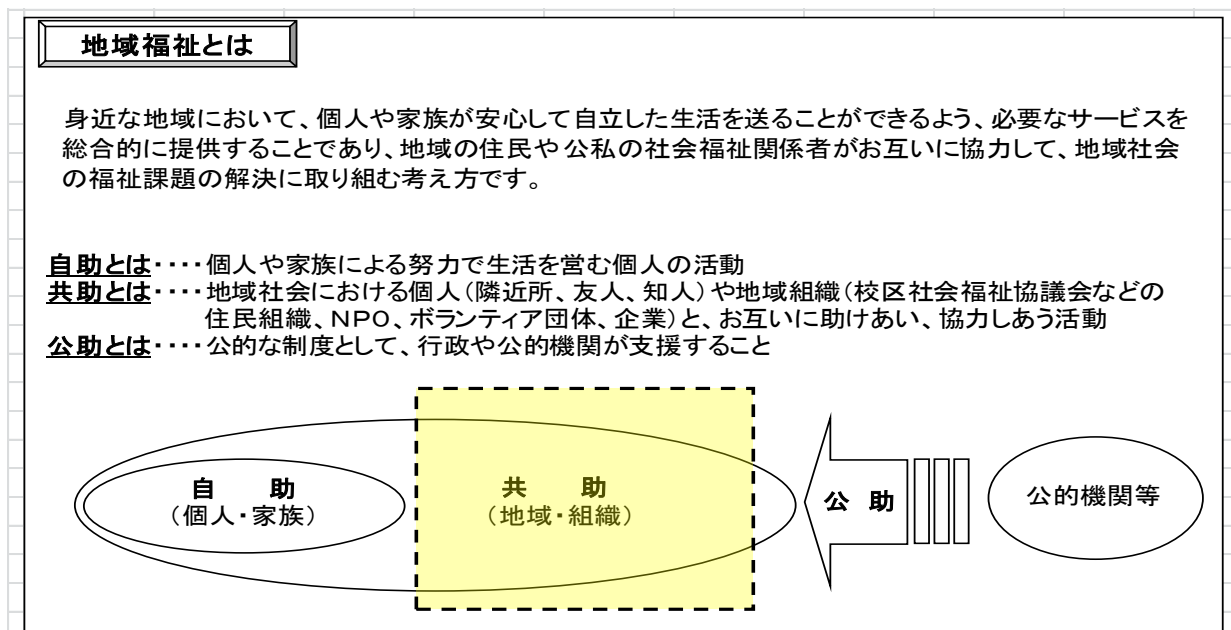
1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、家族や地域社会における人と人とのつながりの希薄化など、私たちを取り巻く環境は大きく変わりつつあり、地域における多様化・複雑化する課題への対応が難しくなっています。

福祉や医療などの各分野に関する法令・制度の施行・改正が行われ、個別計画による施策の推進や支援体制の整備などが進む中、地域が担う役割への期待は、ますます高まってきています。また、居住や都市機能を誘導する区域を設定し、生活サービスやコミュニティの持続的な確保、医療や福祉、商業等のサービスの効率的な提供を図る施策が進もうとしています。

このような中、市民一人ひとりが、その人らしく地域で幸せに生活を送ることができるよう、地域住民や事業者、各種団体、行政などが、「自助」・「共助」・「公助」の役割分担と連携により包括的な支援の体制を構築し、誰もが支え、支えられる共生型の地域社会を実現することが求められています。

第4期鹿児島市地域福祉計画は、これまでの地域福祉計画の推進における取組を踏まえながら、地域の様々な主体が連携して、互いに支えあい、助けあうしくみをさらに充実させ、地域における課題の把握と解決に取り組むための計画として策定しました。



2 計画推進の経緯

市民が地域でお互いに支えあうしくみを整えるとともに、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるまちづくりを進めるための指針として、平成16年度から平成20年度までを期間とする鹿児島市地域福祉計画を策定し、その後、平成19年度から平成23年度までの第2期計画、第五次鹿児島市総合計画を踏まえた平成24年度から平成28年度までの第3期計画を策定しました。

この間、計画に関連する各施策の推進とともに、地域福祉支援員等の支援や地域福祉ネットワークの活動拠点となる地域福祉館の整備などが進んできたことにより、校区社会福祉協議会などを中心とする小地域ネットワークにおいて団体・組織が連携し、イベントの開催や高齢者の見守り活動、ふれあい会食、子育てサロンなどの実施による支援の取組が増えるなど、福祉活動の活性化が図られてきました。

3 現状と課題

本市では、地域福祉ネットワークの推進とともに、各地域の特性を踏まえた小地域ネットワークにおける福祉活動が行われています。

子育てや介護などの支援に関する福祉ニーズの高まり、様々な分野の課題が絡みあって複雑化する状況などがあることから、相談支援や福祉サービスの適切な提供・利用が進むためには、これまで以上に支えあい、助けあう地域づくりが求められています。

一方、担い手の人材確保が難しく、小地域ネットワークの活動が停滞している地域もあることから、福祉活動を推進する人材の掘り起しや育成を充実していく必要があります。

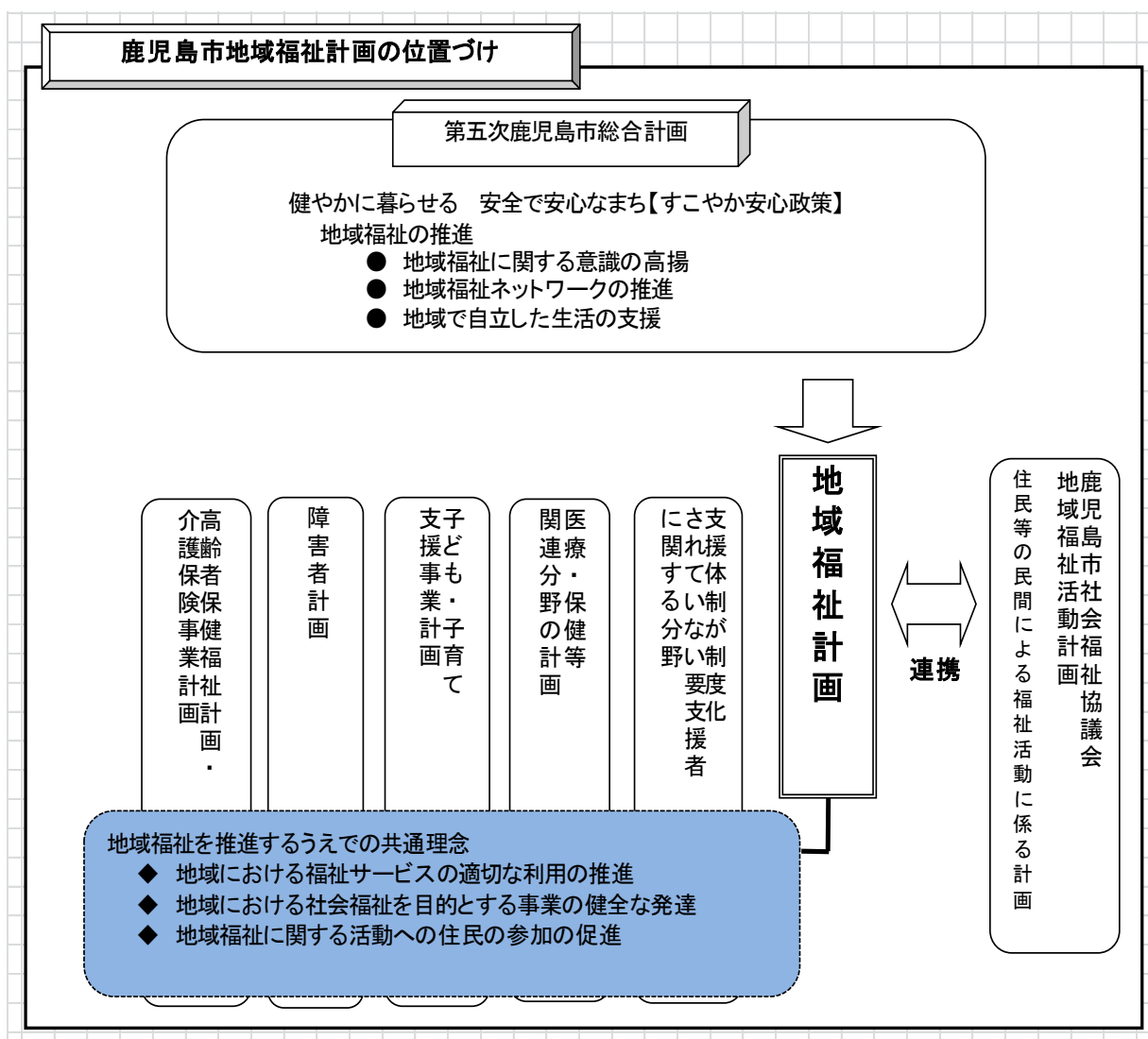
4 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する

- ◆地域における福祉サービスの適切な利用の推進
- ◆地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- ◆地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

の3つの事項を一体的に定めた計画で、上位計画である第五次鹿児島市総合計画に即して策定したものです。

また、「高齢者保健福祉・介護保険事業計画」をはじめとする各分野の個別計画等と地域福祉の理念・目標を共有するとともに、地域住民やボランティア団体、NPO、民間団体などによる地域福祉活動及び市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」と連携を図りながら、本計画で地域福祉を推進していきます。



5 計画の役割

この計画は、第五次鹿児島市総合計画の中で目標とする「健やかに暮らせる 安全で安心なまち [すこやか安心政策]」の実現に向けて、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針です。住民や社会福祉事業者、関係団体、民間企業には、自主的で創造的な活動の広がりにつながるよう支援します。特に、市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」とは、車の両輪として地域福祉を推進していきます。

また、これまでの個別分野ごとに推進されてきた福祉施策だけでは解決しきれなくなった生活課題に対して、行政の施策と、家族や知人、近所、ボランティア等の力を一体化し、つなぎあわせることで、互いにより生かされる地域福祉のしくみやつながりをさらに強いものにして、地域住民の課題全体が解決できるよう努めます。

6 計画の構成

この計画は、住民が主体となり行政との協働により地域福祉を推進することについて、全市共通の指針を示した

- ◆「第1編 計画策定の趣旨」
- ◆「第2編 計画の基本構想・施策の展開」
- ◆「第3編 計画の推進体制」

及び各地区での取組の方向性を示した

- ◆「第4編 地区福祉計画」により構成しています。

7 計画期間

この計画は、平成29年度から平成33年度までの5か年計画とします。

また、状況の変化を踏まえる中で、必要に応じて見直しを行います。

第1章 計画の基本理念

1 地域福祉推進のすがた

高齢者や障害者、大人や子どもなど、地域で暮らすみんなが、等しく、地域社会を構成する一員として、いつまでも安心して、生きがいを持ちながら、健康で幸せに暮らすことのできる地域社会が求められています。第五次鹿児島市総合計画の基本目標別計画のひとつに「きめ細かな福祉の充実」を掲げており、住民をはじめとする地域社会に関わる人たちが、お互いに支えあうまちづくりを進めていく必要があります。そして、これに向かっの目標を

「みんなであわせ みんながしあわせ 支えあうまち かがしま」

とし、地域に住むみんなで幸せなまちづくりを行い、みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現を目指します。

2 地域福祉推進の理念

第4期計画においては、次に掲げる3つの理念に基づき取組を進めていくものとします。

理 念

- 地域住民の自立と福祉サービスの充実による地域の福祉力の向上
- 人と人がつながり温もりに満ちた地域社会づくり
- 地域で築く協働と連携のまちづくり

● 地域住民の自立と福祉サービスの充実による地域の福祉力の向上

地域で受けることのできる福祉サービスやボランティア等の市民活動の力を利用して生活課題を解決したり、また、自らが活動に参加して誰かの力になったりすることで、生き生きと自立した生活ができるような地域社会をつくり、地域の中で問題を解決することができる地域の力（地域の福祉力）の向上を図ります。

あわせて、福祉・介護・保健・医療等のサービスの充実と地域住民に対するきめ細かな対応、福祉サービスを提供する事業所などの質の向上、総合的な福祉サービスの提供が可能となるしくみをつくりまします。

● 人と人がつながり温もりに満ちた地域社会づくり

地域に暮らす誰もが、地域社会の一員として気軽に各種イベントや交流会などに参加できるように、地域の中での人と人とのつながりを大切にし、思いやりを持ちながら、ともに支えあい助けあい、ともに生きる温もりに満ちた地域社会づくりを目指します。

● 地域で築く協働と連携のまちづくり

地域福祉をつくり、育てていく主役は、地域に住むわたしたち自身です。

みんなが地域社会の活動に参加できる地域づくりを実現し、地域の課題を解決していくためには、地域住民自身が、自主的かつ主体的に地域福祉の担い手となることが大切です。

福祉サービスの提供の在り方も、それぞれの地域で実情に適した体制を整えるとともに、地域社会を構成する多様な主体が、理解・協力しあい、お互いの優れたところを生かしながら協働することで、さらに大きな力を生み出すことができます。

地域の住民や民間企業、福祉・介護・医療等の施設、行政が役割分担をし、協働・連携しながらまちづくりを進めていきます。

第2章 計画の基本目標・展開

3つの基本理念に基づき、次のとおり4つの基本目標を掲げ、目標ごとに取組の方向を定めます。

I 福祉サービスの充実と利用促進

- 1 要支援者に対する福祉サービス提供のしくみの充実・整備
- 2 福祉サービスや支えあいに関する情報の提供等
- 3 福祉サービスの利用促進
- 4 健康づくりの支援
- 5 自立した生活を送るための支援

II 地域による福祉活動の推進

- 1 活力ある地域コミュニティづくり
- 2 地域主体の福祉活動に対する支援
- 3 地域交流の場づくり
- 4 市社会福祉協議会との協働

III 地域における福祉と関連分野との連携

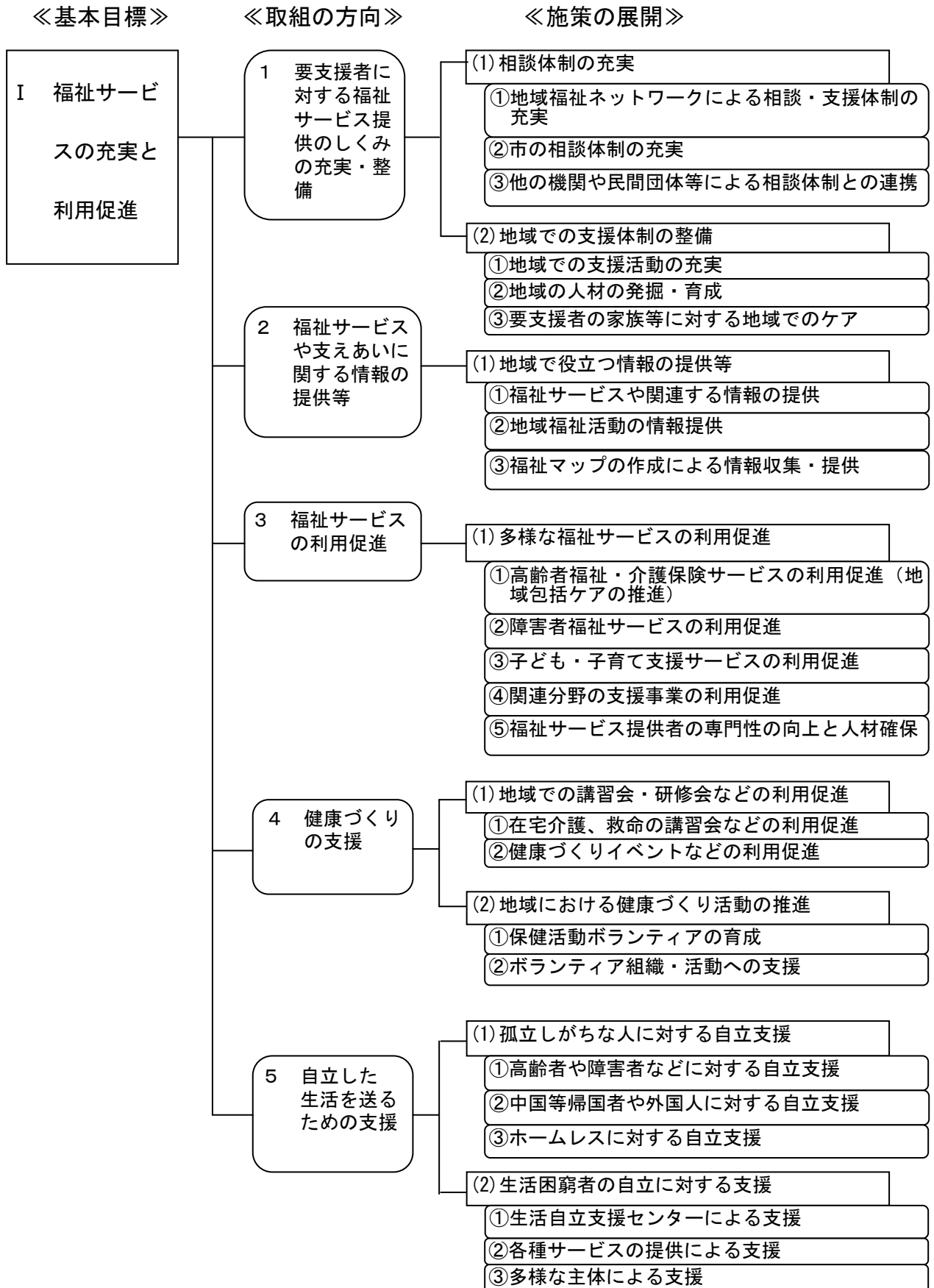
- 1 地域における連携体制づくり

IV 地域におけるバリアフリーの推進

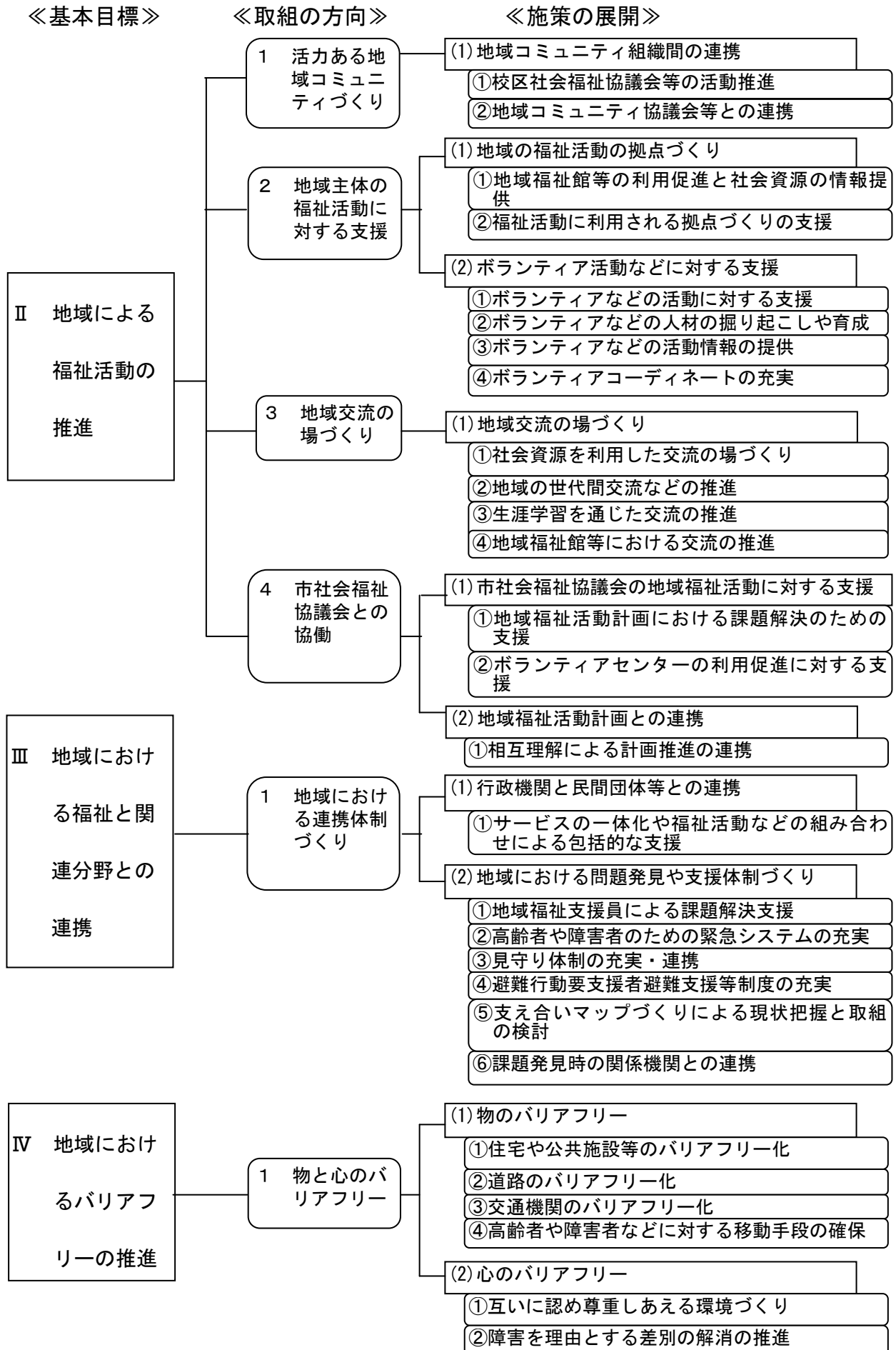
- 1 物と心のバリアフリー

計画の体系

基本 理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の自立と福祉サービスの充実による地域の福祉力の向上 ● 人と人がつながり温もりに満ちた地域社会づくり ● 地域で築く協働と連携のまちづくり
----------	---



計画の体系



I 福祉サービスの充実と利用促進

わたしたちが住み慣れたまちで、安心して健やかに幸せな生活を送るために、地域の身近なところで、一人ひとりに対し総合的かつ速やかに福祉サービスを提供できるようなしくみと、それを十分に生かすことができる環境の整備に取り組みます。

1 要支援者に対する福祉サービス提供のしくみの充実・整備

- (1) 相談体制の充実
 - ① 地域福祉ネットワークによる相談・支援体制の充実
 - ② 市の相談体制の充実
 - ③ 他の機関や民間団体等による相談体制との連携
- (2) 地域での支援体制の整備
 - ① 地域での支援活動の充実
 - ② 地域の人材の発掘・育成
 - ③ 要支援者の家族等に対する地域でのケア

(1) 相談体制の充実

● 現状や課題

福祉や介護、保健、医療、住まいなどの各分野で支援のニーズが高まる中、分野をまたがって課題を抱える市民も少なくありません。しかし、悩みや不安を感じたときの相談先としては、家族・親類や友人・知人に止まっていることが多い状況になっています。

● 展開

地域住民が抱える生活課題に関して、身近な地域や専門の窓口で気軽に相談でき、適切な支援を受けられるような体制を充実させます。

① 地域福祉ネットワークによる相談・支援体制の充実

地域では、小地域ネットワークにおいて、地区民生委員児童委員協議会や町内会等で構成する校区社会福祉協議会が主体となり、要支援者を個別に支援している福祉・介護・保健・医療・警察・消防などの関係団体や、老人クラブ・ボラン

ティア・NPOなどの地域団体と連携しながら、地域住民の抱える課題の解決を図っています。

地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークにおいては、地域福祉支援員等による情報提供や助言などを通して、小地域ネットワークへの支援を充実させ、地域住民が気軽に相談でき、適切な支援へとつながるしくみを強化します。

② 市の相談体制の充実

市民がサービスを適切に利用できるよう、福祉や介護、保健、男女共同参画、消費生活、住宅、就労など、各分野の窓口で専門の相談員を配置するとともに、市役所本館及び谷山支所の保健福祉総合相談・案内窓口においては、関係各課とも十分連携を取りながら、市民の相談に総合的に対応していきます。

今後、専門の相談員や職員の資質向上に努めるとともに、複雑化するニーズに関する相談についても、各分野が横断的に連携して対応する体制を充実させていきます。

③ 他の機関や民間団体等による相談体制との連携

日常生活で生じる様々な悩みごとに関して、市役所以外の機関や法人・団体においても、電話などにより、高齢者相談や精神保健福祉相談、児童相談、法律相談などを行っています。

地域での相談・支援体制においては、これらの相談窓口との連携を図ることで、地域住民の悩みについて迅速・適切に対応できるように努めます。

(2) 地域での支援体制の整備

● 現状や課題

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるために地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの推進が図られ、また、子育て支援ネットワークによる支援や障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援、民生委員・児童委員などによる生活困窮者の自立に向けた支援が進められています。

● 展開

支援を必要とする人やその家族などが抱える不安、負担を軽減・解消することを目指して、地域包括ケアの推進など、公的な支援との連携を図りながら、住民同士の支援体制を整えます。

① 地域での支援活動の充実

健康問題や介護、子育てなどに関する家庭訪問、各保健センターや子育て支援施設などでの相談・指導・支援など、各種施設を拠点とする支援を充実します。

地域では、民生委員・児童委員や心をつなぐともしびグループによる訪問をはじめ、ボランティア活動などによる支援が行われています。支援を必要とする人の課題解決を目指すとともに、日常や緊急時の孤立を防ぐためには、日頃から、小地域ネットワークを中心として、その家族や周囲の人、関係団体等との協力関係を築いていくことが重要です。今後も、連携による情報共有を図り、様々な状況に応じた支援が行える体制を充実させていきます。

② 地域の人材の発掘・育成

地域の活動における支えあい・助けあいには、担い手となる人材が欠かせません。しかし、忙しくて時間がとれない、参加するきっかけがないなどの理由で参加していない人が多くいます。校区社会福祉協議会などにおいても、地域福祉の推進を担う人材の確保が課題になっています。

地域では、交流イベントなどへの参加者に担い手の大切さを認識してもらうことや、ボランティアに関する市社会福祉協議会の出前講座を活用して理解を深めてもらうことに取り組むとともに、地域福祉ネットワークの支援を得ながら地域への情報発信を行い、人材の掘り起こしや育成に努めます。

③ 要支援者の家族等に対する地域でのケア

在宅での介護を必要とする高齢者や障害者の家族等の負担軽減を図るため、訪問介護や居宅介護、心をつなぐ訪問給食などによる支援、地域包括支援センターにおける相談支援などにより、ケアの充実を図ります。

地域では、小地域ネットワークにおいて関係機関等との連携を図るとともに、

家族等の負担が軽減できるような活動を推進します。

2 福祉サービスや支えあいに関する情報の提供等

(1) 地域で役立つ情報の提供等

- ① 福祉サービスや関連する情報の提供
- ② 地域福祉活動の情報提供
- ③ 福祉マップの作成による情報収集・提供

(1) 地域で役立つ情報の提供等

● 現状や課題

福祉サービスを利用したい人やボランティア活動に参加したい人、地域活動に参加したい人などにとって、必要な情報を得ることが大事です。

福祉に関する情報提供や案内の充実が求められていますが、地域の身近な情報について、限られた人にしか届いていない状況があります。

● 展開

各種の福祉サービスやボランティア活動などの情報提供はもとより、地域で行われている交流イベントや福祉活動の情報が、幅広く届けられるような環境づくりに努めます。

① 福祉サービスや関連する情報の提供

各種の福祉サービスや福祉に関連する情報は、広報紙「かごしま市民のひろば」やホームページ、メールマガジンなどで提供するとともに、各分野で作成する冊子・リーフレットを配布して、より詳しい情報の提供を行います。

あわせて、障害者等が情報を得やすい環境づくりに努め、点字による情報提供を行うなど、情報のバリアフリー化を目指します。

② 地域福祉活動の情報提供

地域では、回覧板や掲示板、SNSの活用、校区社会福祉協議会広報紙や地域福祉館だよりの発行、見守り活動などにおけるコミュニケーションにより、校区社会福祉協議会や町内会、ボランティア団体等の交流イベント、福祉活動の情報を幅広く提供します。

③ 福祉マップの作成による情報収集・提供

校区社会福祉協議会が、関係団体等と協力しあい、身近な社会資源（人材、福祉・介護・医療施設、商店等の生活関連施設ほか）とも連携しながら、支援を必要とする人に役立つ福祉や安心安全の情報、サービスなどの情報を収集した福祉マップの作成に取り組みます。配布に際しては、地域の方々に活用されるよう周知に努めます。

3 福祉サービスの利用促進

(1) 多様な福祉サービスの利用促進

- ① 高齢者福祉・介護保険サービスの利用促進（地域包括ケアの推進）
- ② 障害者福祉サービスの利用促進
- ③ 子ども・子育て支援サービスの利用促進
- ④ 関連分野の支援事業の利用促進
- ⑤ 福祉サービス提供者の専門性の向上と人材確保

(1) 多様な福祉サービスの利用促進

● 現状や課題

共働き世帯の増加や高齢者の増加などにより、地域住民のニーズは多様化・複雑化してきており、多様な福祉サービスによる支援の充実が求められています。

● 展開

住み慣れた地域で、福祉サービスの提供が受けられるしきみを整えるとともに、多様化するニーズに応じた福祉サービスの利用促進、福祉施設や市職員をはじめとするサービス提供者の資質向上、人材育成に努めます。

① 高齢者福祉・介護保険サービスの利用促進（地域包括ケアの推進）

高齢者が安心して快適に生活できる福祉の充実に向けて、福祉サービスの充実や住みよい環境づくりの推進、認知症施策と権利擁護の推進、介護予防・健康づくりの推進や介護サービスの充実に努めるとともに、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が確保されよう、地域包括ケアを推進します。

地域では、お達者クラブなどの運営や心をつなぐともしびグループの活動などによる支援を行い、また、小地域ネットワークによる組織や団体等の連携を図りながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

② 障害者福祉サービスの利用促進

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、相談支援の中核的な役割を担う障害者基幹相談支援センターを運営するほか、在宅サービスや障害児通所支援の充実、権利擁護の推進などを図ります。

また、身近な地域において保健・医療サービス等を受けることができるよう、情報提供の充実などに努めます。

③ 子ども・子育て支援サービスの利用促進

子育て世帯を支援するため、地域における様々な子育て支援サービスや保育サービスを推進し、子育て支援のネットワークづくりを進めるとともに、すこやか子育て交流館を拠点として、情報の集積や活動支援などを行い、不安感や孤立感の解消を図ります。

地域では、子育てサロンやにこにこ子育て応援隊、子育てサポーターなどによる支援、母親クラブへの支援、あいさつ運動や青パト活動、子ども110番の家の活用などによる見守り活動等を進めます。

④ 関連分野の支援事業の利用促進

都市公園などのバリアフリー化の推進、多様な市営住宅の整備、気軽に買い物ができるような魅力的な商店街づくりへの支援、町内会等集会所のバリアフリー化への支援、自殺の危険へ適切に対応できる人材の養成など、福祉に関連する分野においても、地域における課題の解決に役立つ取組が行われています。

地域では、福祉マップの作成などを通して、商店街やボランティアなどとも連携しながら、支援に関する情報を共有し、利用しやすくします。

⑤ 福祉サービス提供者の専門性の向上と人材確保

地域では、福祉や介護の施設をはじめ民生委員・児童委員、NPOなど、様々な福祉サービス提供者が活動しています。多様化・複雑化している生活課題を解決するために、福祉サービスも工夫され、多岐にわたってきています。

今後も、地域住民のニーズに合った福祉サービスの提供を促進するとともに、福祉サービス提供者の専門性の向上や人材確保に努めます。

また、利用者の権利を守るための苦情解決制度などで寄せられる苦情に対し、事業者が誠意を持って適切に対応するよう指導を行います。

4 健康づくりの支援

- (1) 地域での講習会・研修会などの利用促進
 - ① 在宅介護、救命の講習会などの利用促進
 - ② 健康づくりイベントなどの利用促進
- (2) 地域における健康づくり活動の推進
 - ① 保健活動ボランティアの育成
 - ② ボランティア組織・活動への支援

(1) 地域での講習会・研修会などの利用促進

● 現状や課題

住み慣れた地域で、安心して幸せに暮らすためには、地域住民一人ひとりが心身を健やかに保つことが大切です。

疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しており、自分や家族の健康のことを日頃の悩みや不安にあげる人も多く、健康増進に関する取組の重要性が高まっています。

● 展開

健康で心豊かに、自立した生活を送ることを目指し、健康づくりのための講習会や在宅介護の研修会などの活用を促進します。

① 在宅介護、救命の講習会などの利用促進

介護についての地域住民や家族の不安、悩みを低減するため、介護予防や介護技術の習得に役立つ講習会、家族介護交流会などの充実に努めます。

また、地域住民に対する応急手当講習会、教職員への救命講習会やAED取扱講習会、生活習慣の改善に関する健康教室などを実施し、普及啓発を推進します。

地域では、講習会などの利用を通して、介護や救命、生活改善への理解を深めるとともに、小地域ネットワークの支えあいには生かす機運を高めます。

② 健康づくりイベントなどの利用促進

「かごしま市民すこやかプラン」に基づき、健康増進施設の運営や食育推進支援員の派遣、食育フェスタの開催、保健センターでの健康づくりイベントや地域での各種健康教室などの開催、介護予防のうねりを起こす会の支援や地域の健康づくりを語る会の開催などにより、市民が主体的に取り組む健康づくりに向けて、生活習慣の改善やメンタルヘルス対策、食育、歯と口の健康維持などを推進します。

地域では、イベントへの参加などを通して、健康づくりへの関心や理解を深めるとともに、小地域ネットワークにおいて、健康づくり推進に取り組む組織・団体と連携して研修会などを開催し、支えあいを生かした健康づくりを進めます。

(2) 地域における健康づくり活動の推進

● 現状や課題

誰もが健康で安心して幸せに暮らすための健康づくりを推進するためには、地域

において健康づくりの普及啓発をするボランティアの協力が必要です。

● 展開

身近な地域の中で積極的に推進するために、食生活改善推進員をはじめとするボランティアを育成し、活躍の機会を充実します。

① 保健活動ボランティアの育成

養成講座などを開催し、地域保健の活動を推進する食生活改善推進員や運動普及推進員、健康づくり推進員、精神保健福祉ボランティア、母子保健推進員などのボランティアを育成します。また、ボランティア組織の育成にも努めます。

地域では、健康づくりの交流会や研修会などの機会をとらえて、これらのボランティアとの連携を深めます。

② ボランティア組織・活動への支援

ボランティア組織の活動を支援するため、研修会を通じて情報や技術を提供するとともに、連絡会等による各ボランティア間の交流や地域との連携を図ります。

5 自立した生活を送るための支援

- (1) 孤立しがちな人に対する自立支援
 - ① 高齢者や障害者などに対する自立支援
 - ② 中国等帰国者や外国人に対する自立支援
 - ③ ホームレスに対する自立支援
- (2) 生活困窮者の自立に対する支援
 - ① 生活自立支援センターによる支援
 - ② 各種サービスの提供による支援
 - ③ 多様な主体による支援

(1) 孤立しがちな人に対する自立支援

● 現状や課題

高齢者や障害者をはじめとして、外国人やホームレスなど、社会的に孤立しやすい

い人たちが、地域のつながりの希薄化などにより、一層、厳しい状況におかれ、そのための支援が必要となっています。

● 展開

社会的に孤立しやすい人たちが、地域社会を構成する一員として、社会参加し、自立して生活できるように、生活や就業に関する情報提供を行うとともに、地域住民やボランティアなどが協力しあい、地域での支援体制をつくり、地域社会の構成員として、ともに生きる社会づくりを目指します。

① 高齢者や障害者などに対する自立支援

高齢者や障害者などが安心して地域生活を送れるよう、相談支援や福祉サービスの提供、福祉用具の給付、就業に関する情報の提供、成年後見制度の利用促進などに努めます。

地域では、心をつなぐともしびグループなどによる支援、小地域ネットワークの見守り活動などにおける声かけを通じて、課題やニーズを把握し、必要な情報を提供するなど、支援に努めます。

② 中国等帰国者や外国人に対する自立支援

中国等からの帰国者や外国人が、言葉や文化の違いから抱えている生活や就職などの課題を解決するため、日本語を習得する機会や外国語での生活情報の提供などを行います。

地域では、住民との相互理解を図るための交流の機会を通して、地域社会で自立した生活ができるよう支援します。

③ ホームレスに対する自立支援

自立の意思がありながらホームレス生活を送っている人に対して、民間の団体や有志者と連携しながら生活相談等を行い、必要に応じて、生活保護などの申請や健康診断などにつなぎ、自立を支援します。

また、病気などで自立することが困難な人に対して、施設への入所等、必要な援助を行います。

(2) 生活困窮者の自立に対する支援

● 現状や課題

厳しい社会経済環境の中で、社会との関わりに不安がある、離職などにより住居を失ったなど、働きたくても働けない、住むところがないといった課題を抱える人たちがいます。

● 展開

地域や関係機関との連携により、生活困窮者に関する情報を把握し、多様な主体による支援等により、経済的、社会的な自立が図られるように努めます。

① 生活自立支援センターによる支援

生活自立支援センターでは、「生活に困った。どこに相談に行けばいいのか分からない」、「仕事をやめて家賃の支払いができない」、「仕事がなかなか見つからない」といった相談に応じ、具体的な支援プランを作成し、幅広く支援していきます。また、支援にあたっては、ハローワークや年金の窓口などの関係機関との連携を図ります。

地域では、見守り活動などで把握した生活困窮者に関して、必要に応じて生活自立支援センターの案内や相談へのつなぎを行います。

② 各種サービスの提供による支援

住居確保給付金の支給や就労準備支援事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援など、様々なサービスの提供を通して支援します。

③ 多様な主体による支援

地域では、民生委員・児童委員や小地域ネットワークなどの見守り活動、地域福祉館等の拠点施設における相談対応などを通して、生活困窮者が課題を一人で抱え込むことがないように連携し、安定した生活の維持に向けた支援に努めます。

Ⅱ 地域による福祉活動の推進

地域住民が地域社会の抱える問題を自分の問題と認識し、積極的かつ主体的に課題解決に関わりながら、地域福祉の担い手として活躍できるよう、福祉活動の推進を図ります。

1 活力ある地域コミュニティづくり

(1) 地域コミュニティ組織間の連携

- ① 校区社会福祉協議会等の活動推進
- ② 地域コミュニティ協議会等との連携

(1) 地域コミュニティ組織間の連携

● 現状や課題

地域における福祉推進には、地域コミュニティにおける支えあいなどを通して課題を解決することが期待されていますが、メンバーの高齢化や人材不足などにより、活動に支障を来す状況が見受けられます。

● 展開

地域で福祉推進の中心となっている校区社会福祉協議会は、地域住民に活動の周知を図り、さらに多くの住民の参画のもと、様々な活動に取り組んでいきます。また、校区社会福祉協議会は、地域コミュニティ協議会に参画するコミュニティ組織などとの連携を通して、相互作用による活動の活性化を図ります。

① 校区社会福祉協議会等の活動推進

校区社会福祉協議会は、校区内の小地域ネットワーク活動の中心となる組織として、町内会や地区民生委員児童委員協議会、老人クラブ、女性団体、学校、PTA、あいご会、社会福祉施設、企業などとの福祉活動に関する連絡・調整のほか、広報・啓発、交流活動などを推進します。

② 地域コミュニティ協議会等との連携

校区社会福祉協議会は、地域コミュニティ協議会に参画するコミュニティ組織

やその他の団体などと連携し、お互いの機能や役割を生かしあうことで、それぞれが抱える課題の解決や社会資源の活用を図る取組を推進します。

また、住民が主体性をもって取組に関わることを通して、支えあいなどの福祉活動への理解と参加を進めます。

2 地域主体の福祉活動に対する支援

- (1) 地域の福祉活動の拠点づくり
 - ① 地域福祉館等の利用促進と社会資源の情報提供
 - ② 福祉活動に利用される拠点づくりの支援
- (2) ボランティア活動などに対する支援
 - ① ボランティアなどの活動に対する支援
 - ② ボランティアなどの人材の掘り起こしや育成
 - ③ ボランティアなどの活動情報の提供
 - ④ ボランティアコーディネートの充実

(1) 地域の福祉活動の拠点づくり

● 現状や課題

地域住民の自主的な活動を促進するために、福祉施設や集会所など、身近な地域の中で活動拠点が必要です。

地域福祉の推進拠点である地域福祉館等の整備や管理運営に努めていますが、地域住民に十分周知、活用されていない状況があります。

● 展開

地域福祉の推進拠点としての機能の周知や利用促進を図るとともに、地域の福祉施設や集会所など、身近な地域の中で利用可能な社会資源の情報提供にも努めます。

① 地域福祉館等の利用促進と社会資源の情報提供

地域福祉の推進拠点である地域福祉館等は、高齢者や子どもたちのふれあいの場として、また、地域住民による地域福祉活動を推進する機能を担い、活用されていますが、さらに地域への情報発信に努めて利用促進を図ります。

地域の福祉活動推進の社会資源には、地域公民館や校区公民館、学校、福祉施設などの施設があり、また、あいご会・子ども会や老人クラブ、ボランティア、NPOなどの団体等もあります。これらの資源が有効に活用されるよう、運営の充実や支援に努めるとともに、地域では、福祉マップの作成などを通して情報を把握し、住民に提供します。

② 福祉活動に利用される拠点づくりの支援

町内会等集会所の新築及び改築等によるバリアフリー化への支援を行うとともに、地域福祉館や校区公民館など、住民の身近にある施設を拠点として地域活動がさらに進むよう、利用しやすい環境を整えます。

(2) ボランティア活動などに対する支援

● 現状や課題

災害の被災地支援などをきっかけとして様々な社会貢献活動への関心は高まっており、市社会福祉協議会ボランティアセンターへ登録する個人や団体、NPO法人の設立が増加しています。

地域においても、ボランティアについての多くの情報提供や人材育成、活動の振興が求められています。

● 展開

「ボランティアの協力をもらいたい」、「自分もボランティア活動に参加したい」などの住民の要望に応えられるために、情報をより早く、わかりやすく、簡単に伝えられるよう努めるとともに、市社会福祉協議会ボランティアセンターと連携を図りながら、ボランティア活動の振興に努めます。

また、地域福祉ネットワークにより、地域福祉館等での人材登録などを通して、地域住民が身近なところでボランティアとして活動に参加できるように努めます。

① ボランティアなどの活動に対する支援

地域の福祉課題の解決等のためにあらゆる主体が関わることを目指し、市社会福祉協議会ボランティアセンターやボランティア団体、NPOなどの様々な活動

への支援、連携を図ります。

② ボランティアなどの人材の掘り起こしや育成

市社会福祉協議会と協力して、ボランティア活動に対する理解を深めてもらい、市社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録やボランティア活動への参加を促しながら、人材の掘り起こしや育成に努めます。

地域では、地域福祉ネットワークの支援を得て、ボランティア活動を担う人材の掘り起こしや育成を行い、小地域ネットワークにおける交流活動や見守りなどの支援活動の振興を図ります。

③ ボランティアなどの活動情報の提供

ボランティアなどの活動を推進するために、ボランティアセンターが主体となって、「ボランティアサポートネット」などで情報を提供するとともに、「ボランティアをしたい」、「ボランティアの協力がほしい」という、それぞれの意向を持った人や団体同士を結びつけています。

地域では、地域福祉ネットワークの支援を得ながら、小地域ネットワークにおいて、ボランティアなどの活動に関する情報を提供して住民同士を結びつけ、支えあいに生かします。

④ ボランティアコーディネートの充実

活動先の紹介や関係機関との調整、ボランティアの需要と供給の結び付けなどを行う専門性の高いボランティアコーディネーターの設置や、地域福祉ネットワークによるボランティア活動に関する相談や助言を行うことで、地域のボランティア活動の活性化を図ります。

地域では、地域福祉館等を活用する中で、ボランティアの需要と供給の結び付けを受けて、小地域ネットワークにおける支えあいを充実します。

3 地域交流の場づくり

- (1) 地域交流の場づくり
 - ① 社会資源を利用した交流の場づくり
 - ② 地域の世代間交流などの推進
 - ③ 生涯学習を通じた交流の推進
 - ④ 地域福祉館等における交流の推進

(1) 地域交流の場づくり

● 現状や課題

都市化が進み、核家族が増え、地域の中で社会との交流が少なくなり、孤独を感じる人も少なくありません。実際、ひとり暮らしの高齢者も増えており、子どもと高齢者が交流する機会も減ってきています。

また、子育てに関し、相談する人が身近になく、不安を抱えながら生活している親たちもいます。

● 展開

子どもから大人まで、年齢や障害の有無などに関わらず、すべての人が地域の構成員として、その人らしく生き生きと、孤立しないで暮らしていけるように、地域での交流の場づくりを支援します。

① 社会資源を利用した交流の場づくり

コミュニティの活性化や孤立しがちな人との交流を図るために、地域福祉館や校区公民館、公園などの施設やボランティアなどの社会資源を利用して、地域住民同士が楽しい時間が過ごせるイベントや日常的に開かれるサロンを実施するなど、交流の場づくりを進めます。

② 地域の世代間交流などの推進

世代間での交流や障害のある人たちとの交流の推進をはじめ、社会参加活動や地域の特性を生かした体験的な学習を通して、子どもたちの生きる力を育てます。

地域では、校区社会福祉協議会が主体となって、子どもと高齢者のふれあい交

流会や地域ボランティアの集いなどを行い、世代間交流を推進します。

③ 生涯学習を通じた交流の推進

地域住民が、学ぶ喜びや生きがいを持ち、仲間をつくり、毎日楽しく過ごせるように、生涯学習プラザや地域公民館で各種講座を実施し、生涯学習の機会を提供します。また、学習の場や機会の充実に努めます。

地域では、成人学級や女性学級、家庭教育学級や父親セミナーなどにおいて、様々な課題について学習し、その成果をまちづくりなどに生かします。

④ 地域福祉館等における交流の推進

趣味活動などを通じた自主的な交流のほか、地域福祉ネットワークの支援によるサロンの設置や小地域ネットワーク活動を行う団体を中心とした福祉館イベントの開催など、地域住民相互の交流を推進します。

4 市社会福祉協議会との協働

- (1) 市社会福祉協議会の地域福祉活動に対する支援
 - ① 地域福祉活動計画における課題解決のための支援
 - ② ボランティアセンターの利用促進に対する支援
- (2) 地域福祉活動計画との連携
 - ① 相互理解による計画推進の連携

(1) 市社会福祉協議会の地域福祉活動に対する支援

● 現状や課題

市社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として定められ、地域福祉活動の中核的な役割を担っています。「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指した活動を推進するために、組織機能を十分に発揮するとともに、その機能の充実と強化を図っています。

● 展開

本市は、市社会福祉協議会の活動を支援することで、地域の福祉力を高めていき

ます。

① 地域福祉活動計画における課題解決のための支援

市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画は、本市における地域福祉活動及び市社会福祉協議会の活動の指針となるものであり、地域福祉活動計画における課題の解決は地域福祉計画の課題の解決につながることから、地域福祉活動計画の推進を支援します。

② ボランティアセンターの利用促進に対する支援

市社会福祉協議会ボランティアセンターは、ボランティアに関する情報の提供や橋渡しを行うとともに、会議室や活動室などが活動拠点としても利用されています。

より多くの住民の利用が図られるよう、市社会福祉協議会ボランティアセンターの運営を支援します。

(2) 地域福祉活動計画との連携

● 現状や課題

地域福祉活動計画では、地域住民をはじめ地域で福祉活動を行う組織・団体や福祉施設などの幅広い参加により、計画的に地域の福祉課題の解決に取り組むこととしており、地域主体の取組を推進する必要があります。

● 展開

地域福祉計画と地域福祉活動計画が連携することで、相互に実効性の高いものとし、地域住民に喜ばれる福祉サービスの提供に努めるとともに、福祉活動を地域に浸透させます。

① 相互理解による計画推進の連携

地域での福祉課題を解決していくために、地域福祉活動計画の推進を支援し、地域福祉活動計画による地域主体の活動や取組について相互に理解し、共有しながら、連携を図っていきます。

Ⅲ 地域における福祉と関連分野との連携

わたしたちの生活は、福祉や介護、保健・医療の分野のほかに、安心安全、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野に大きく影響を受けています。地域の中で、安心して健やかで幸せに生活するために、福祉の分野はもとより、生活関連分野全般にわたって連携を図りながら、生活課題を総合的に解決することができる体制を整えます。

1 地域における連携体制づくり

- (1) 行政機関と民間団体等との連携
 - ① サービスの一体化や福祉活動などの組み合わせによる包括的な支援
- (2) 地域における問題発見や支援体制づくり
 - ① 地域福祉支援員による課題解決支援
 - ② 高齢者や障害者のための緊急システムの充実
 - ③ 見守り体制の充実・連携
 - ④ 避難行動要支援者避難支援等制度の充実
 - ⑤ 支え合いマップづくりによる現状把握と取組の検討
 - ⑥ 課題発見時の関係機関との連携

(1) 行政機関と民間団体等との連携

● 現状や課題

地域住民が抱える生活課題は、ひとつの分野に限られたものではなく、福祉・介護・保健・医療の分野のほかに、安心安全、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの分野にわたっています。

● 展開

分野ごとに提供されているサービスの一体化、様々な主体により行われている福祉活動や取組などの組み合わせによる包括的な支援を図ります。

① サービスの一体化や福祉活動などの組み合わせによる包括的な支援

分野ごとに提供されているサービスを一体化するとともに、福祉施設や民間企

業、ボランティア、NPO、市民グループなどが行っている福祉活動や生活支援、公益的な取組などを組み合わせることで、地域における包括的な支援を図ります。

また、幅広い分野で行政機関とボランティアやNPOなどが協働して、地域住民が抱える生活課題の解決に努めます。

(2) 地域における問題発見や支援体制づくり

● 現状や課題

地域においては、支援が必要な状況であるにもかかわらず、サービス等が十分に提供されず、孤立している人がいます。プライバシー保護に配慮しつつ、助けあうしくみを整えるためには、あいさつなどの日常のつきあいの中で、円滑な人間関係を築くことが大切です。

● 展開

地域福祉ネットワークの支援を強化することで、小地域ネットワークでの見守り・声かけなどの活動を充実させるとともに、地域情報化も踏まえながら、地域住民の抱える生活課題の早期発見や解決に努めます。

① 地域福祉支援員による課題解決支援

地域福祉支援員は、地域の様々な団体が行っている福祉活動の情報収集を行いながら、地域福祉館等と連携し、小地域ネットワークによる見守り・声かけなどの活動に関する組織・団体への助言・提案・情報提供、ボランティア活動の活性化などの支援を行います。

また、これらの支援を行う中で、地域の担い手となる人材の掘り起しや育成を図ります。

② 高齢者や障害者のための緊急システムの充実

ひとり暮らしの高齢者や障害者が、地域で安心して暮らせるように、地域情報化を踏まえた安心通報システムの設置など、生活上の安全確保に努めます。

③ 見守り体制の充実・連携

高齢者や障害者、子育て中の親や子どもなどの要支援者の福祉課題を解決するため、また、交通事故や犯罪、消費者トラブルなどから守るため、地域の関係機関が連携して見守る体制を充実させます。

また、小地域ネットワークにより、要支援者に対する見守りや声かけなどを行うとともに、悩みを抱えている地域住民の情報把握に努め、各種サービスによる支援や福祉活動団体・個人による支援につながるよう、関係者同士で情報を共有します。あわせて、新聞や情報紙、商品の配達員など、地域住民の日常生活に深く関わる人たちにも情報提供をお願いし、より早い問題の発見に努めます。

④ 避難行動要支援者避難支援等制度の充実

ひとり暮らしの高齢者や障害者などの要配慮者で、自ら避難することが困難な在宅の要支援者に対しては、民生委員・児童委員や自主防災組織、近隣住民などが連携して、日頃から見守りや声かけを行い、災害時やそのおそれがある時に、適切に避難誘導などを行うことができるようにすることで、地域内で安心安全に暮らせるように努めます。

⑤ 支え合いマップづくりによる現状把握と取組の検討

小地域ネットワークの活動などにおいて、支援が必要と考えられる人とその人とつながりのある人たちを地図(マップ)に記入して、生活の状況や課題の内容、対処の実態などを把握します。支え合いマップづくりを通して把握した現状を踏まえて、地域における支援に向けた取組の検討を行います。

⑥ 課題発見時の関係機関との連携

地域の中で課題を抱えた人を発見した時は、民生委員・児童委員を中心にその課題を的確に把握し、速やかに行政をはじめ、関係機関や施設、団体等に連絡し、必要な福祉サービスが提供されるよう支援します。

課題が解決された後も、再発防止のために地域のなかの関係団体と連携して、見守り活動を続け、継続的な支援活動を行います。

IV 地域におけるバリアフリーの推進

障害の有無や年齢などに関係なく、地域のすべての人にとって、やさしいまちにするために、行政をはじめ、生活関連分野の関係者、地域住民が協力し、支えあいながらバリアフリーのまちづくりを推進します。

1 物と心のバリアフリー

(1) 物のバリアフリー

- ① 住宅や公共施設等のバリアフリー化
- ② 道路のバリアフリー化
- ③ 交通機関のバリアフリー化
- ④ 高齢者や障害者などに対する移動手段の確保

(2) 心のバリアフリー

- ① 互いに認め尊重しあえる土壌づくり
- ② 障害を理由とする差別の解消の推進

(1) 物のバリアフリー

● 現状や課題

高齢者や障害者などが、住み慣れた地域で自立し、積極的に社会参加できるためには、不特定多数の人が利用する建築物や交通機関、生活環境のバリアフリー化が必要です。

● 展開

行政や民間企業などが協力しながら、すべての人にやさしい生活環境づくりを目指します。

① 住宅や公共施設等のバリアフリー化

高齢者や障害者が住み慣れた地域のなかで、自立した生活を送るために、各種助成事業を活用した住宅のバリアフリー化を支援し、公共施設等の整備にあたっては、手すり及びスロープの設置など、バリアフリー化に取り組み、人にやさしい施設づくりに努めます。

また、高齢化を踏まえた住宅需要への的確な対応を図るため、安否確認や生活相談などを備えたサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、民間の施設についても、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「バリアフリー法」）などにより、高齢者や障害者などすべての人が円滑に利用できる建築物のバリアフリー化を推進します。

② 道路のバリアフリー化

子ども、障害者や高齢者を含め、すべての人々が、安全かつ快適に歩行でき、様々な社会活動などに参加できるよう、計画的に歩道の段差解消などの整備に努めます。

また、歩道上の違法駐輪など、歩行の妨げになるものの排除に努めます。

③ 交通機関のバリアフリー化

本市では、超低床電車、ノンステップバスの導入や、桜島フェリーの全船舶への文字表示装置の設置などを行うとともに、バス停や電停に上屋、スロープなどを設置するなど、高齢者や障害者などが利用しやすく、快適で安全に移動できるような環境整備を推進し、乗客サービスの向上を図ります。

また、民間の交通機関とも連携を取りながら、すべての人が利用しやすい環境整備に努めます。

④ 高齢者や障害者などに対する移動手段の確保

高齢者や障害者などが病院への通院や買い物などに出かけるために、公共交通不便地域において巡回バス等を運行するとともに、NPOなどが行っている移送サービスの充実を図ります。

また、高齢者や障害者が積極的に社会参加することができるよう、敬老パスや友愛パスなどにより、公共交通機関を利用しやすくします。

(2) 心のバリアフリー

● 現状や課題

人権は、すべての人々に平等に尊重され擁護されなければなりません。

各種福祉サービスを気軽に安心して活用できる環境と、市民一人ひとりの人権意識が高揚されるような取組が必要です。

● 展開

すべての人が、障害の有無や年齢、性別など、分け隔てなく、すべての人の人権を尊重する共生社会の実現を目指して、心のバリアフリーの推進に努めます。

① 互いに認め尊重しあえる環境づくり

虐待やドメスティック・バイオレンスなどについて、当事者や発見者からの通報・相談に応じ、支援に努めます。

また、人権教育・啓発を通して、人権尊重の精神を学び、地域生活において誰もが等しく権利を持つことを互いに認め、尊重しあえる環境をつくります。

これらのことにより、地域の中で高齢者や障害者などの支援を必要とする人も、地域社会の構成員として、すべての地域住民が対等の立場で、社会に参画し、自立と自己実現を図れるようにします。

② 障害を理由とする差別の解消の推進

すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）の趣旨・目的などに関する広報・啓発を行うほか、障害及び障害者に対する理解促進を図り、障害を理由とする差別の解消に努めます。

1 地域福祉の推進

校区社会福祉協議会は、町内会等や地区民生委員児童委員協議会などで構成されており、地域における福祉活動の中心的な役割を担っています。現在、地域で活動している組織や団体と連携して、見守り活動やふれあい子育てサロン、ふれあい交流などを行う小地域ネットワークの活動を通して、住民に最も身近な助けあいに取り組んでいます。

また、ボランティアやNPOなどによるさまざまな地域福祉活動も生まれています。

そこで、校区社会福祉協議会をはじめとする地域で活動する個人や組織が、相互に連携して活動の情報を提供し、それぞれの活動を活発化させるとともに、小地域ネットワークにおける住民主体の活動団体同士の連携や行政との協働を図ることによって、地域における日常的な支えあいや福祉サービスの提供などが行える推進体制を整えます。

市は、地域での推進体制づくりを引き続き支援します。

2 地域福祉計画の推進体制

地域福祉計画の推進や進捗状況の把握を行うため、全市的な検討から地域における実践までの体制を整備します。

(1) 地域福祉計画推進委員会

全市的な計画の推進に関して、進行状況の確認及び推進のための方策の検討や計画の見直しなどを行います。

(2) 地域福祉計画地区福祉推進会議

本庁・支所単位の地区における特性を踏まえ、住民が主体となり行政との協働による地区での福祉の取組などを協議します。

地区での住民と行政の協働の在り方の提言や地区福祉計画の見直し、地域福祉計

画推進委員会への提言を行います。

また、地域福祉ネットワークの取組への助言などを行います。

(3) 地域福祉ネットワーク

地域福祉館のほか、市社会福祉協議会の支部や類似施設を活用して、地域福祉ネットワークを充実させることにより、校区社会福祉協議会などが中心となる小地域ネットワークへの支援や地域のボランティア活動の活性化などを行います。

また、地域福祉館等を、地域福祉を推進するための拠点として位置づけます。

(4) 小地域ネットワーク

校区社会福祉協議会などが中心となり、地域住民の日常生活圏での課題の把握や解決、地域で活動している組織や団体等との連携による高齢者等の見守りやごみ出し代行、子どもたちへの声かけなどの福祉活動を行います。

